

現代社会の自習課題指示文書公開決定審査請求事案（番号 12）

審査会の結論		諮問実施機関（大阪府教育委員会）の判断は妥当である。
行政文書公開請求	請求日	令和元年9月21日
	請求内容	令和元年度2学期に府立〇〇高校で出された、3年4～7組「現代社会」の自習課題の指示が分かるもの全て（指示が分かる文書のみを請求するものであり、課題そのものは不要）。
	実施機関の決定	令和元年10月4日付け教高第2884号による公開決定。 【公開することと決定した行政文書の名称】 令和元年度2学期に府立〇〇高校で出された、3年4～7組「現代社会」の自習課題の指示文書
審査請求書	請求日	令和元年10月21日
	趣旨	処分の取消しを求める。他の該当文書の公開を求める。
	理由	本来作成された文書は、別添（省略）の通りであるため、この原本を公開すること。
弁明書	令和元年度2学期に府立〇〇高校の3年4～7組「現代社会」の自習課題の指示として出された文書は、公開決定した文書である。 なお、審査請求書の別添資料は、自習課題の指示として出された文書ではない。	
反論書	「弁明の理由」について、「審査請求書の別添資料は、自習課題の指示として出された文書ではない」というのは虚偽である。本来はこの別添文書が自習課題の指示として出された文書であり、公開された文書は校長が〇〇したものであるため不当である。よって、適切な行政文書を全部公開すること。	
判断	<p>1 審査請求人は、本件決定により公開された文書（以下「文書A」という。）は、本件請求に係る対象文書に該当せず、審査請求書の別添資料（以下「文書B」という。）が該当すると主張する。</p> <p>文書Aには、冒頭に「3年生 現代社会（4組・5組・6組・7組）」とあり、「平常点課題」として、「■市役所との共同グッズ作成」、「■最低賃金の一覧について」の記載があることから、本件請求に対応した内容であるといえる。</p> <p>2 一方、審査請求人は、実施機関の「文書Bは、自習課題の指示として出された文書ではない」という主張は、虚偽であると反論する。</p> <p>この点、本件決定及び弁明書の提出にあたっては、実施機関及び府立〇〇高校において必要な決裁等が行われており、上記1の内容も踏まえると、本件決定及び実施機関の主張が、虚偽であるとは考えにくい。</p> <p>さらに、審査請求人は、「本来は文書Bが自習課題の指示として出された文書であり、文書Aは校長が〇〇したものであるため不当である。」とも反論する。</p> <p>確かに、文書Aと文書Bを比較すると、差異がある。</p> <p>この点、学校教育法第62条で高等学校に準用している同法第37条第4項は、「校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。」と規定しており、校長には、校務全体を掌握し、処理する権限と責任があることから、校長が、生徒に配付する</p>	

<p style="text-align: center;">判 断</p>	<p>文書として不適切であると判断したものについては、適切な内容に修正等を行うように当該教職員あるいは他の教職員に対して指示することは、十分考えられるところである。</p> <p>以上のことから、審査請求人の求める対象文書として、文書Aを特定したことは不合理ではない。</p> <p>3 よって、「審査会の結論」のとおり答申する。</p>
<p style="text-align: center;">経 過</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和元年 9 月 21 日      同日付け公開請求</li> <li>・ 同年 10 月 4 日          公開決定</li> <li>・ 同月 21 日              審査請求</li> <li>・ 令和 2 年 3 月 17 日      弁明書</li> <li>・ 同年 4 月 12 日          反論書</li> <li>・ 同月 22 日              諮問</li> </ul>